

ベンチャーマーケット岡山運営協議会 会則

前文

この協議会に参加するすべての金融機関をはじめとする企業、団体及び個人は、失敗を恐れず新規事業に果敢に立ち向かう起業家精神に敬意を払いつつ、それぞれの役割に応じた可能な限りの支援を行うことを決意し、次のとおり会則を定める。

(名称)

第1条 この会は、「ベンチャーマーケット岡山運営協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、岡山県内を中心に県外・国外も含めたベンチャー企業と多様な類型の投資家等との幅広いマッチングを図ること等により、岡山県内産業の活性化及び新産業創造の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この会則で、ベンチャー企業とは、新規性を有する技術、製品、サービス等をもって現に事業を行い又は事業を行おうとする個人又は法人をいう。

(事業)

第4条 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 将来有望なベンチャー企業の発掘に関すること。
- (2) ベンチャー企業と投資家等とのマッチングを図るマーケットの開催に関すること。
- (3) ベンチャー企業育成のための各種セミナーの開催に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 協議会の会員は、本会の主旨に賛同する企業、団体又は個人（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 会員について必要な事項は、会長が別に定める。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 10名以内

2 会長、副会長及び幹事（以下「役員」という。）は、会員の互選をもって選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

3 役員は、役員会を構成し、協議会の目的を円滑に進めるために必要な業務を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務の諮問に応じる。

(会議)

第10条 協議会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第11条 総会は、会員を持って構成する。

- 2 総会は、会長が召集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となり、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 協議会事業の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
 - (4) その他重要な事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 協議会に、事業運営に係る専門的事項を調査及び検討するため専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

(会費)

第13条 会費は徴収しない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人岡山県産業振興財団内に置く。

- 2 事務局に関しての必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、初年度は平成17年3月15日から翌年3月31日までとし、次年度以降は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年3月15日から施行する。
この会則は、平成24年4月1日に一部改訂した。